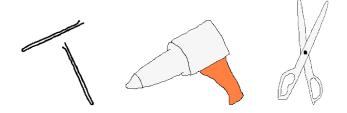
美容所のてびき



東京都島しょ保健所 生活環境担当

美容所開設までの手続き

事前相談

構造設備、その他に ついて、図面等を持 参のうえ、事前にご 相談ください。



開設には下記の書 類が必要です。 施設検査までの日 数に余裕をもって 届け出てください。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が設備基準等に適合しているかどうか検査します。



検査に適合し、保健所長の確認 を得ると開店できます。後日、 確認済証を交付します。認印を お持ちの上、速やかに取りに来 てください(※郵送をご希望の 場合は、下記をご覧ください)。

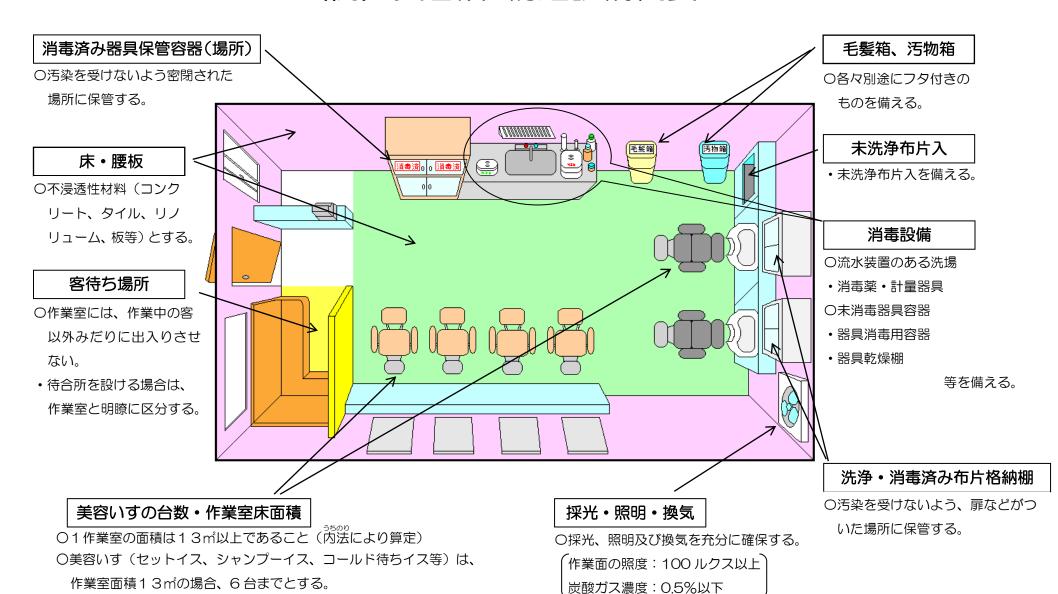
開設時に必要な書類

- ₩ 開設届
- ≫ 構造設備の概要
 - 施設の平面図
- ➤ 従業者名簿
 - ❖ 有資格者の免許証(本証提示)
 - ◆ 有資格者は医師による診断書(結核・伝染性皮膚疾患でないことがわかる、3か月以内のもの)
 - ❖ 管理美容師の講習修了証:有資格者が複数人いる場合(本証提示)
- ★ 検査手数料(24,000円)
- ※ 開設者が法人の場合:法人の登記事項証明書(6か月以内)(原本提示)
- ⇒ 開設者が外国人の場合:住民票の写し(国籍等の記載があるもの)

※ 確認済証の郵送を希望する場合:

送付先を記入したレターパックプラス(赤色・520円/対面受取りとなります)をご用意ください。

(例) 美容所 構造設備概要



さらに、美容いすを1台増やすごとに3㎡を加えた面積以上とする。

美容所の各種申請・届出手続きについて

~下記のような場合には申請や届出が必要になります~

◆ 新規開設届

- ※ 開設者を変更する(個人→法人・法人→個人なども含む)
- ≫ 施設を移転する(仮店舗も含む)
- ※ 施設を大規模に増改築する
- メ 施設を建て替える 等

必要書類

* 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ※ 法人代表者を変更した
- ≫ 施設を小規模に増改築した 等
- *施設の変更は事前に保健所に相談してください。

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。

届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にか かわるもの(いすの台数など)となります。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類 (登記事項証明書(法人の場合)、施設設備図面等)

◆ 従業者変更届

※従業者の新規雇用、異動、退職等があった
※複数店で施術している場合は全ての店舗で届出が必要です。

必要書類

- * 従業者変更届
- * 有資格者の免許証(本証提示)、医師による診断書(結核と伝染性 皮膚疾患の有無がわかる3か月以内の発行のもの)

◆ 承継届

≫開設者(個人)が死亡し、相続をした

≫法人が合併・分割した

必要書類(個人の場合)

- * 承継届
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書等
- * 相続人全員の同意書(相続人が2人以上の場合)
- ❖ 相続人の範囲:法定相続人 被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 廃止届

※営業をやめた 等

必要書類

* 廃止届 (廃止後の提出となります)

器具類の洗浄と消毒方法



^{*1 0.1~0.2%}を目安とする。 *2 0.01~0.1%を目安とする。

美容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したもの を使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	換気を充分にすること(炭酸ガス濃度をO.5%以下に保つこと) 開放型暖房器具等(石油ストーブ等)を使用するときは、特に換気に注意すること
採光•照明	充分な明るさを保つこと(作業面の照度を100ルクス以上とすること)
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
従業者の健康	常に従業者の健康管理に注意すること

関係機関一覧

美容師試験・免許証・管理美容師講習会・修了証書に関すること			
公益財団法人理容師美容師試験研修センター			
〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F	Tel 03-5579-0911		
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること			
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター			
〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751		